

## 第 1 3 節 火災予防計画

関係機関	農林課・消防本部
------	----------

建築物の高層化・大規模化が進み、日常生活においてガス・石油、化学製品が多用されるなど、火災の危険性や火災時の被害を拡大させる要因が増大するとともに、火災の様相も複雑・多様化の傾向にある。

火災や地震などの災害から市民の生命と財産を守ることは、まちづくりの基本であり、防災体制の整備、消防・救急救助体制の強化をはじめとして、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

### 第 1 火災予防査察の強化

消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を定期的あるいは随時に立入検査を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

### 第 2 防火管理制度の推進

消防本部は、一般建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- 1 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- 2 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- 3 火気取り扱いの監督、収容人員の管理
- 4 その他防火管理上必要な業務の実施

### 第 3 高層建築物の火災防止対策

高層建築物が出火した場合、特に消防活動及び避難に支障をきたし混乱をまねくおそれがあるので、市及び消防機関は高層建築物の火災発生の防止と被害の軽減を図るため、建築基準法及び消防法等に基づき、その関係者に対し、建築物の構造、消防活動空地、消防水利、消防用設備等の設置及び防火管理等について指導し、査察の強化に努めるものとする。

また、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導するものとする。

### 第 4 防火対象物定期点検報告制度の推進

消防本部は、多数の者が利用する防火対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、防火基準適合への取組みを推進する。

### 第 5 住民、事業所に対する指導、啓発

消防本部は、住民、事業所に対し、消火器の使用法、地震発生時の火気器具・電気器具等の取り扱い、安全装置付ストーブ等の普及徹底及び風呂水の汲み置き等初期消火準備の徹底を図るとともに、化学薬品類を保管している学校、事業所等に対し、転倒防止措置の徹底及び在庫管理の徹底など化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるよう指導する。

また、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

### 第 6 林野火災の予防対策

#### (1) 防火広報等の実施

市及び消防機関は、林野の関係者に対し、火災の予防上適正な管理と火入れその他火気取り扱い作業時等における諸遵守事項を確実に履行するよう指導するとともに、ハイカー等の入山者に

対しては、防火標識、標柱等を所要位置に設置し、防火意識を喚起させるほか、林野火災発生危険期には、期間を設定し、総合的な防火広報を実施し、林野火災防止に努める。

## (2) 林野火災対策用資機材の整備

市及び消防機関は、消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

### ア 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

### イ 消火薬剤等の備蓄

エフアールS、増粘剤

## 第7 消防力の充実

本市には、常備消防として和泉市消防署及び池田分署、松尾出張所、府中出張所、旭出張所を配置しており、また非常備消防として消防団本部及び地区に9の消防分団を配置している。

各種災害に対応するため、「消防力の基準」(平成12年消防庁告示第1号)及び本市の実情に応じて施設・設備の強化を図るとともに、消防施設強化促進法(昭和28年法律第87号)に基づいて、消防力の充実に努める。

### 1 消防資機材の充実

市街地の拡大、道路交通状況など本市の実態に対応した消防資機材の充実を図り、消防力を増強する。消防機械及び消防資機材の現状は、資料編に掲載のとおりである。

### 2 消防水利の確保

「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき、消火栓等の消防水利の整備充実を図る。特に、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備を図るとともに、池やプール等の自然水利と人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進する。

また、大阪府地域防災計画に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」に基づき、消防水利の確保に努める。

なお、本市における消防水利の現況は、資料編に掲載のとおりである。

〔参考：消防水利の基準〕

第3条 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

(第2項以下略)

第6条 消防水利は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。

(2) 取水部分の水深が、0.5メートル以上であること。

(3) 消防ポンプ自動車容易に部署できること。

(4) 吸管投入孔のある場合は、その一辺が、0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

第7条 消防水利は常時使用しうるように管理されていなければならない。

### 3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

### 4 地域の初期消火力の向上

市民自ら身を守るという市民の防火意識を高揚し、消火器等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水の汲み置き等を地域ぐるみで推進する。また、工場、事業所等においても、自主防災体制の強化を図るとともに、消防署や女性消防クラブ等の民間防災組織等と連携強化を図り、地

域の防火組織体制の整備を推進するものとする。

## 5 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努めるものとする。

### (1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などにより、組織強化に努める。

### (2) 消防施設、装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材の充実強化を図る。

### (3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

## 第8 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努めるものとする。

## 第9 救助・救急体制の整備

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救助・救急活動を行うとともに、負傷者等に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命、身体を守るため最優先される課題の一つである。

市は、市民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。

### 1 救助体制の整備

(1) 市は、自治会、関係団体の協力を得て地域内の要援護高齢者、障害者など災害時要援護者の状況の把握に努めるものとする。

(2) 市は、自治会、各種団体等による地域レベルでの防災活動の用に供するため、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

(3) 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、あらかじめ民間団体と協力関係を結び、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

### 2 救急体制の整備

市は、市民に対して防災訓練、研修会等を通じて、心肺蘇生法や止血法などの救急手当に関する知識・技能の普及を促進する。

## 第10 連携体制の整備

市は、大阪府、和泉警察署、自衛隊と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど消火、救助、救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

資料編	市消防本部・消防団における消防力等の現況 消防水利の現況
-----	---------------------------------